

受付番号：2017-1-151

課題名：高齢者のための新たな体格指標の開発（A 高齢者の体格測定の現状把握調査）

1. 研究の対象

2014年1月1日～2018年3月31日に介護保険を新規申請された方

2. 研究目的・方法・期間

【研究の目的】

これまで成人の体格指標としてBMI（Body Mass Index： $((\text{体重 kg})/(\text{身長 m})^2)$ ）が知られてきたが、高齢者は身長短縮や体躯の変形に伴い測定そのものが困難な事例が少なくないため身長を利用するBMIは高齢者に見合った指標となっていないとは言えない現実がある。そこで身長に代わる体格の変化に左右されない人体の長さを代表する適切な部位を定め、世界に先駆けた高齢化社会を体験している本邦の特質を生かし、高齢者に見合った新たな体格指標の開発を検討している。

本研究は、2015年9月の時点で65歳以上の高齢者が3,186万人（総人口の26.7%、総務省）と人類史上経験のない超高齢化社会の中にいる本邦において、特に介護施設や療養病床を利用している高齢者は立位困難、体躯の変形があり、身長測定が困難であることが多く、個人差も大きい。またそうした療養者に対してこそ身長とは別の体格指標が求められ生命予後や傷病罹患の予防への対策が求められる。そこで高齢者の身体計測の現状把握を行い、新たな体格指標についてのニーズを把握する事を目的とする。

【研究の方法】

介護保険利用時には、主治医意見書の作成が義務付けられ、身長と体重の記載欄が設けられている。そこで介護保険の主治医意見書にある同欄の記載状況等を参照し高齢者の身体計測の現状把握を行う。

調査の対象は、宮城県内の介護保険主治医意見書を取り扱うすべての自治体担当部門および居宅介護支援事業所等とし、2014年1月～2018年3月の間に、介護保険新規申請がなされたケースの件数及び身長・体重の記載欄の有無と性別・年齢・介護度・診断名1・申請月等の基本情報を取得する。

得られた情報について、研究分担者および研究協力者に統計処理・解析や論文化など発表の際に議論を行い、研究成果の精度を向上させる。

【研究期間】 2016年7月（倫理委員会承認後）～2019年3月

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：介護保険新規申請がなされた主治医意見書に記載された、身長・体重の記載欄の有無と性別・年齢・介護度・診断名 1・申請月 等の基本情報

4. 外部への試料・情報の提供

「該当なし」

5. 研究組織

「該当なし」

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先（研究責任者）：

東北大学病院 総合地域医療教育支援部 黒田 仁
〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町 1 - 1
電話 022-717-7587

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合